



2023年（令和5年）4月

安心安全な学校生活を送るために

福山市立神辺中学校

学校教育目標

よりよく生きる力の育成

～主体・自律・奉仕～

神辺中学校 生活目標

時を守り 場を清め 礼をつくす

具体的な行動

レベル1	遅刻なし・授業前に着席できる 時間いっぱい掃除ができる 大きな声で挨拶ができる
レベル2	授業前に準備ができる 活動場所をきれいに使うことができる。 日常のあいさつができる
レベル3	5分前行動ができる 環境、身だしなみや所作がきれいにできる 時と場に応じたあいさつができる

1 はじめに

生徒一人ひとりが、安心安全な学校生活を送り、人格の完成と健やかな成長をすることは教職員、保護者の共通した願いです。そのために学校では生徒が自己実現し、社会で通用する力を身につけるため自己指導能力を育み、高めていきたいと考えています。生徒のみなさんは、安心安全な学校生活を送るため、生徒と教員が一体となって定めた以下のきまりを守って行動しましょう。

2 学校生活に関すること

(1) 登下校について

ア 朝8時30分までに教室の自分の席に着席するようにしてください。

イ 欠席、遅刻、早退の連絡は、8時15分までに保護者にコクーで連絡してもらってください。

※ 緊急の場合は、電話で連絡してもらってください。

ウ 遅れて登校した場合には、職員室に寄り、登校確認票をもらってから、教室に行くようにしてください。

エ 完全下校時間

一年間を通して、17時を完全下校の時間としています。(完全下校が早くなることがあります。)

(2) 自転車通学に関すること

ア 自転車で通学する場合は、交通ルールやマナーを厳守してください。

イ 自転車通学をする場合は、ヘルメットを着用し、安全運転を心掛けてください。

ウ 自転車通学の範囲の制限はありません。ただし、約1km以内は徒歩通学が望ましいです。

エ 自転車のカゴに荷物をたくさん入ると大変危険です。自転車で通学する場合は、通学カバンは自転車の荷台にひもで固定するか、両肩で背負ってください。片方の肩からの斜め掛けは禁止とします。

オ 自転車通学する際には、学校の「許可シール」を必ず後輪の泥よけに貼ってください。

カ 自転車が駐輪場で倒れることがあります。自転車のスタンドは、両足スタンドの自転車にしてください。

キ 自転車の色は、自由です。

ク 校内と校門前の出逢い坂では、下車して登下校してください。

ケ 登下校は所定の通学路を通行してください。

(3) 服装を含めた身だしなみ

登下校時、校内外の学習活動及びこれに準ずる場合は、学校規定の制服又は体操服を着用してください。忘れ物を取りに来る場合も制服または体操服を着用してください。

休日の部活動の登校時と部活動終了後の下校時の服装は、体操服または各部が定める服装で登下校してください。

①(制服)

制服は、正装です。普段から正しい制服の着方を意識しましょう。

ア 冬服

上着(ブレザー型刺繍ネーム入り)

長袖カッターシャツまたはブラウス

ネクタイまたはリボン(本校規定のもの)

ベストまたはセーター(本校規定のもの)

スラックスまたはスカート(本校規定のもの)

イ 合服

長袖カッターシャツまたはブラウス
ベストまたはセーター(本校規定のもの)
スラックスまたはスカート(本校規定のもの)

ウ 夏服

半袖ポロシャツ(本校規定のもの)
スラックスまたはスカート

※ スラックスを履く場合は、ベルトを着用するようにしてください。

※ 衣替えについては、気温や体調に合わせて、各自で判断してください。(学校から衣替えの指示は出しません。)

②(靴下)

靴下は男女とも白または黒のソックスを着用してください。

③(履物)

通学靴はひもを含め、白を基調としたものを履いてください。また、体育時にも使用できるものにしてください。

④(頭髪)

頭髪も身だしなみの一部です。制服に合わせて、清潔感のある髪型にしましょう。

⑤(防寒着・防寒具)

ア 防寒着(ウインドブレーカー)

防寒着は、登下校中や体育の授業の時に、原則着用可としています。

※防寒具については、学校推奨品があります。

イ 防寒具(手袋やマフラー等)

防寒具は、登下校中に着用を可としています。校舎内や授業中は、外すようにしましょう。

※防寒着や防寒具については、気温に合わせて各自の判断で着用して下さい。

(2)持ち物

①(通学かばん)

通学かばん、スポーツバッグは学校規定のものとなります。

②(不要物・貴重品)

学習活動に必要ないものやお金などは持参しないようにしてください。理由があつて持参する場合は、教室に上がる前に職員室に預けてから教室に上がるようにしてください。

③(スマートフォンなど情報通信機器について)

スマートフォンを持参することは、原則禁止としています。スマートフォンを持参しなければならない理由がある時には、事前に担任の先生に申し出て、担任の先生と保護者の方で協議をしてからにしてください。

※送り迎えなどで電話が必要な場合は、職員室の電話を貸し出ししています。

※情報通信機器については、広島県全体で中学生による携帯電話やスマートフォンなどの情報通信機器の学校への持ち込みは禁止とされています。

④ 学習端末(chromebook)について

学習端末(以下 chromebook)については、学習の為に福山市から貸し出しされている物です。学習目的以外の使用(YouTube やゲームなど)はしないようにしましょう。

※学習端末の充電は、各自自宅をお願いします。学校での充電は、禁止しています。

3 学校生活以外に関すること

校外の生活においては、社会の一員であることや地域住民としての自覚を持ち、社会のルールを守って行動することで、神辺町またはその周辺で生活している全ての人々が気持ちよく過ごすことができるようにしましょう。

平成 20 年 8 月 16 日 策定

平成 30 年 8 月 30 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 5 年 4 月 1 日 改訂